

大阪市における 権利擁護支援の取組について



大阪市福祉局生活福祉部
地域福祉課（相談支援グループ）

大阪市の概況 (R2.4.1数値)

面積 : 225.21平方km

人口 : 2,746,983人

世帯数 : 1,449,327世帯

高齢者人口 : 687,673人

後期高齢者 : 361,314人

認知症高齢者 : 77,693人

※ここでの「認知症高齢者」とは、「何らかの介護・支援を必要とする認知症がある高齢者」とされる「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人としています。

生活保護世帯 : 112,636世帯 (R2.3)



身体障がい者手帳 : 138,267人

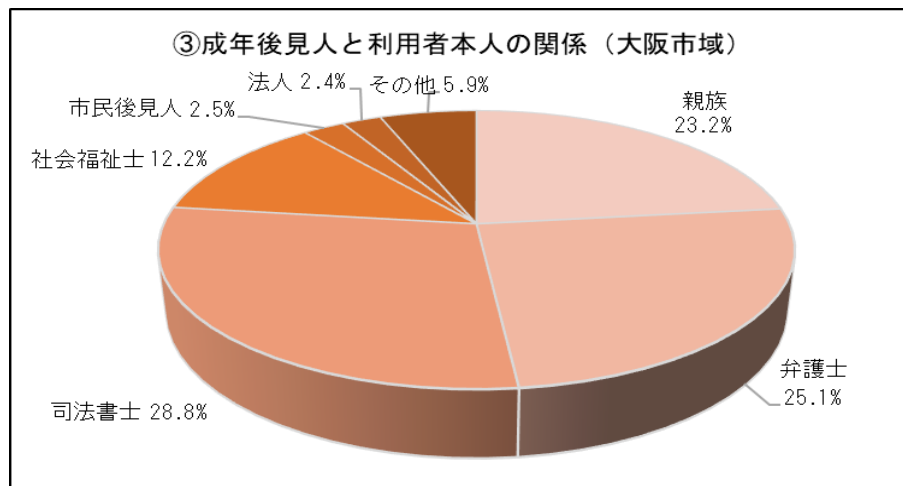
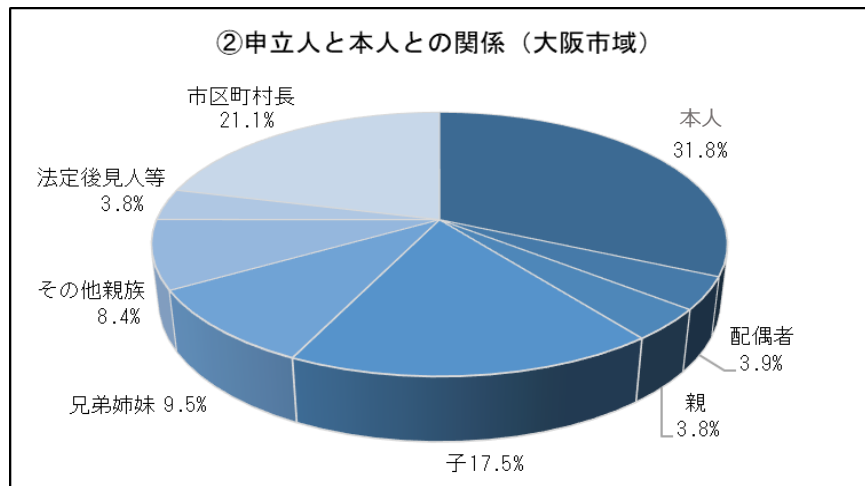
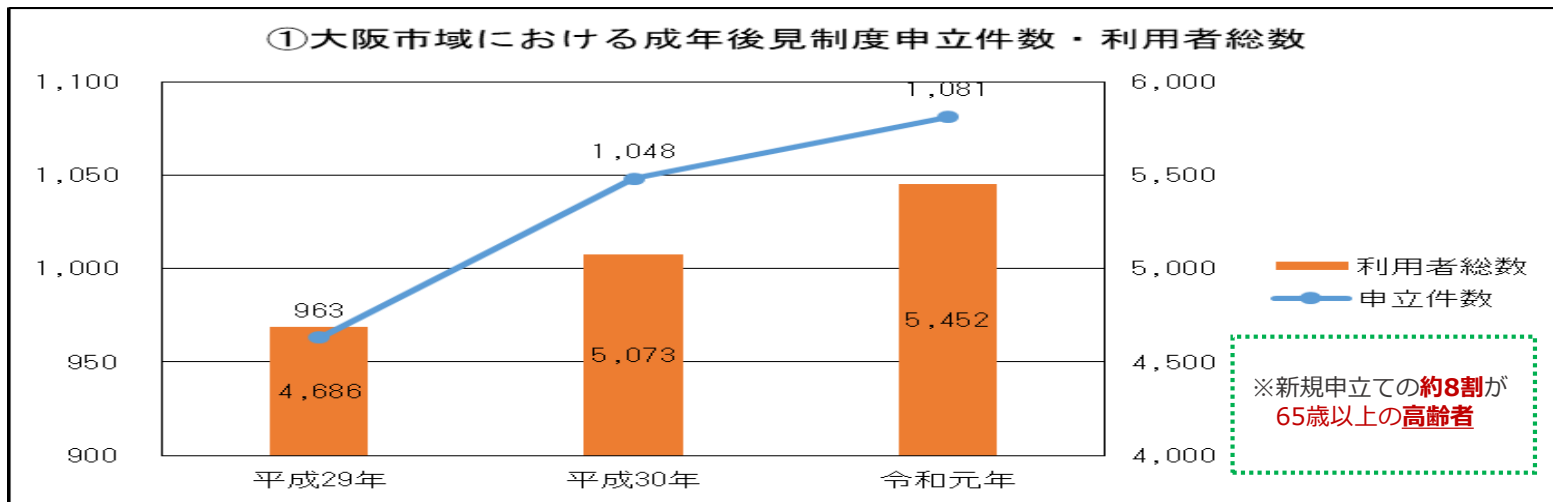
療育手帳 : 28,626人

精神障がい者保健福祉手帳 : 38,889人

(手帳所持者数はR2.3.31数値)

大阪市域の成年後見制度等の状況

◎ 大阪市域における成年後見制度の状況（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況-平成30年1月～令和元年12月-」）

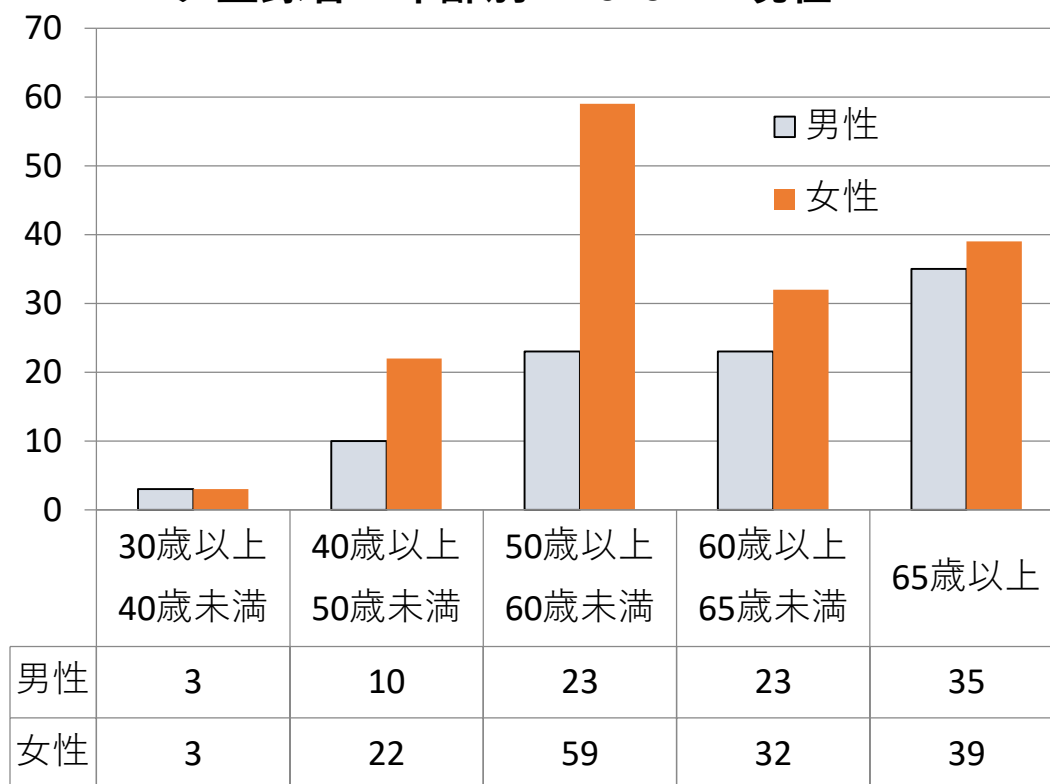


大阪市域の成年後見制度等の状況

◎ 市民後見人

- ・ 市民後見人バンク現登録者数
286名〔R2年度末現在〕
- ・ 市民後見人受任実績（延べ）
272件〔R2年度末現在〕
- ・ 市民後見人受任中件数
108件〔R2年度末現在〕

バンク登録者 年齢別 2020.4.1 現在



◎ あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）

- ・ 利用者数 2,728人（R3.3.31時点）

※大阪市社会福祉協議会で実施（一部業務を24区社会福祉協議会に委託）

成年後見制度の利用に関する施策についての基本的な計画

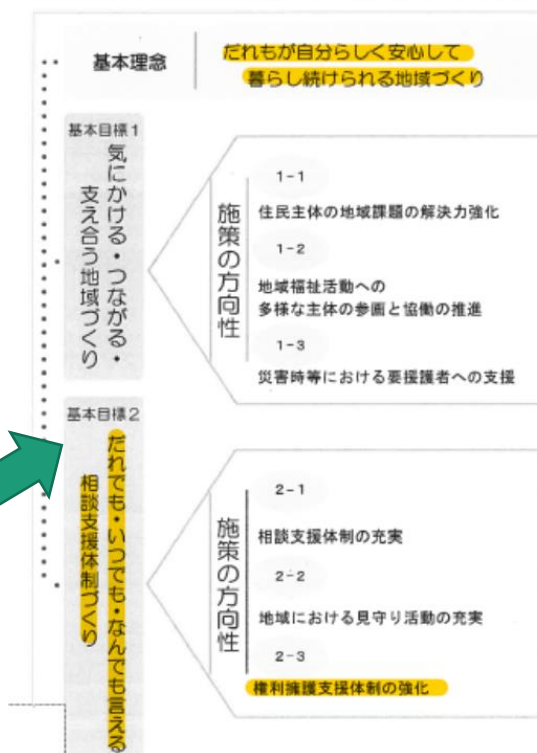
～大阪市地域福祉基本計画～

大阪市では従前より「大阪市地域福祉計画」の中で「権利擁護機能の充実」を目標に位置づけ、取り組みを進めてきました。

平成28年5月の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行及び、平成29年3月閣議決定「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、平成30年4月に新たに策定した「**第Ⅰ期大阪市地域福祉基本計画（H30～R2）**」を市町村計画と位置づけ、制度の利用促進に向けた「**権利擁護支援の地域連携ネットワーク**」を構築することとしました。

令和3年4月からは「**第Ⅱ期大阪市地域福祉基本計画（R3～R5）**」により、さらに「**権利擁護支援の地域連携ネットワーク**」を推進し、制度の利用促進を計画的に進めることとしています。

第Ⅱ期大阪市地域福祉基本計画 計画の体系



権利擁護支援の地域連携ネットワーク

平成29年3月閣議決定「成年後見制度利用促進基本計画」において、市町村は制度の利用促進に向けた「**権利擁護支援の地域連携ネットワーク**」を構築することが示されました。これを受けて本市では、それまでの取組を土台として、平成30年度より地域連携ネットワークの構築に取り組んでいます。

虐待防止連絡会議等を通して作り上げてきた
**専門職団体・当事者団体・
関係機関との連携・協力関係**



大阪市成年後見支援センターの運営を通して蓄積した
後見支援のノウハウ

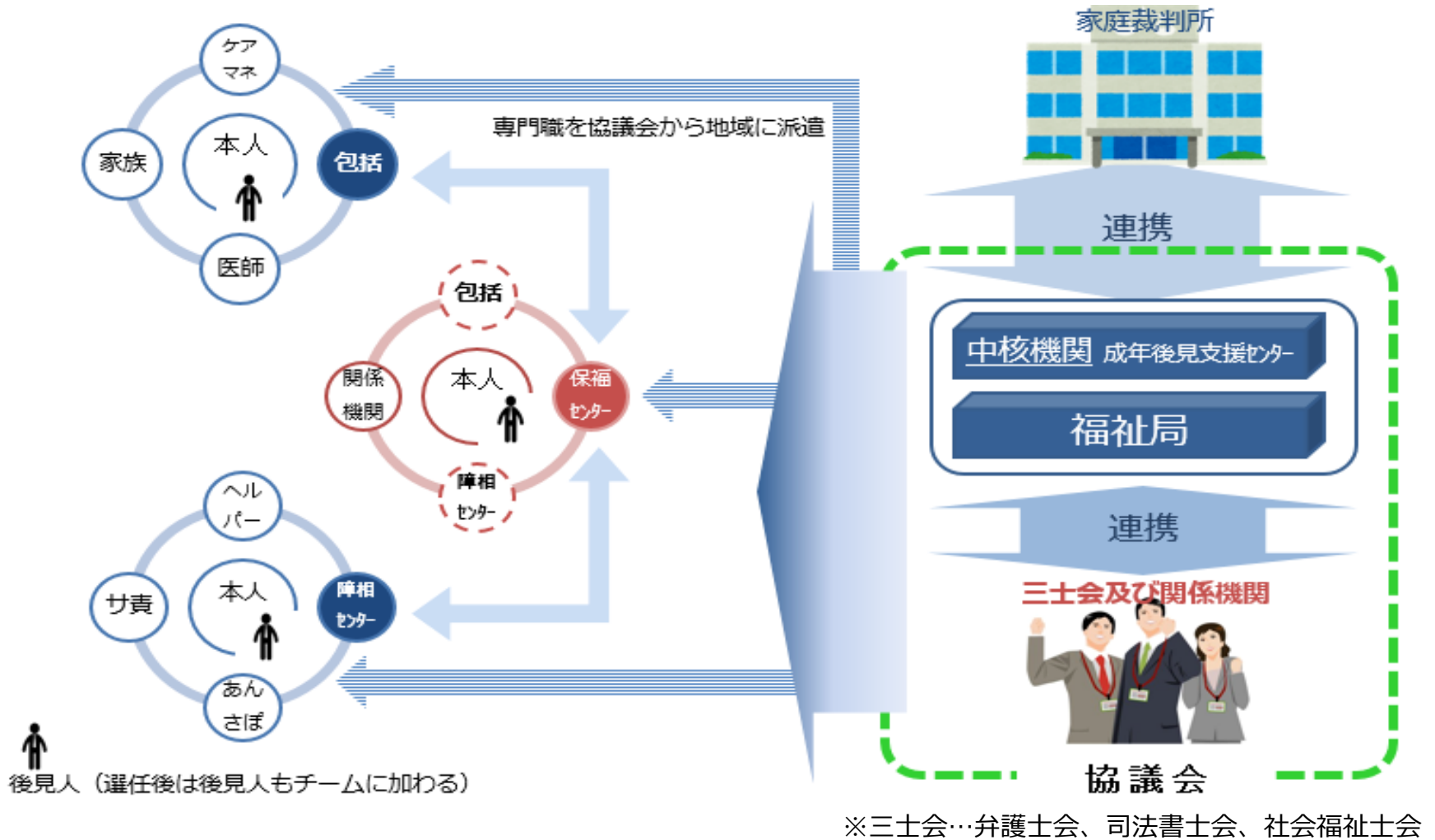


大阪市の権利擁護支援の地域連携ネットワーク

(協議会の設置)

(中核機関の位置づけ)

権利擁護支援の地域連携ネットワーク



地域連携ネットワークでは、福祉・法律の専門職団体、当事者団体、金融機関等と「中核機関」で構成する「協議会」が、後見人等を含む本人を支援する関係機関等からなる「チーム」を支援し、本人を支えるしくみづくりを進めています。

協議会の組織図



協議会の取組

広報

- ・金融機関向け窓口案内チラシ
- ・本人向けのわかりやすい制度説明リーフレット（高齢者向け・障がい者向け）
- ・市民後見人啓発ポスター



相談

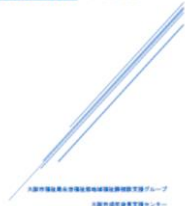
- （相談支援機関向けの）
- ・マニュアル
- ・受理簿
- ・検討票
- ・実践的な研修（チーム支援のための）
- ・専門職派遣相談



制度利用促進

- ・市民後見人の養成
- ・日常生活自立支援事業（あんしんさぼーと事業）から成年後見制度への円滑な移行
- ・市長申立て案件等における本人に適した後見人等候補者の受任調整

あんしんさぼーと事業から
成年後見制度へ（手引き）
東京都福祉保健局 2018年10月発行



後見人支援

- ・親族後見人相談会（家裁のミニ講演会、交流会、個別相談会）
- ・親族後見人交流会
- ・市民後見人及びバンク登録者への支援
- ・利用支援事業（報酬助成）の対象者拡充

親族後見人ニューズレター

第4回 親族後見人相談会を開催

2018年7月10日（水曜日）午後2時～3時、大田区民センター1階、大田区社会福祉課1階（第4回）を開催いたしました。21人の出席者、30名程度の参加者がありました。出席者からは、ご家族が後見人になって初めて、今後どうやってサポートすればいいかという疑問や不安を伺いました。市民生活自立支援課から「生活自立支援センター」や「相談支援センター」の役割、後見人になるための条件、必要な書類、費用などについて説明しました。出席者からは、「家族が後見人になることで、本人が安心して生活できるようになりました。」という声がありました。また、「生活自立支援センター」や「相談支援センター」の役割、後見人になるための条件、必要な書類、費用などについて説明しました。

個別相談会と交流会

個別相談会で聞いてみた!

事前にご質問いただいた方に、個別相談会を開催しました。内容は、大田区社会福祉課、大田区社会福祉課と連携してご家族の専門的知識を借りていただくこと、市民生活自立支援センターや相談支援センターの役割などについて説明しました。個別相談会に参加していただいた方には、個別相談会に参加していただくことができます。個別相談会に参加していただくことができます。

交流会で繋がってみた!

交流会は、相談支援センターの協力で20名ほど参加して開催しました。大田区社会福祉課と連携してご家族の専門的知識を借りていただくこと、市民生活自立支援センターや相談支援センターの役割などについて説明しました。交流会に参加していただいた方には、個別相談会に参加していただくことができます。交流会に参加していただくことができます。

持って帰って!

個別相談会や、交流会開催後に、大田区社会福祉課から、大田区社会福祉課へお持ち帰りました。また、大田区社会福祉課から、個別相談会や交流会の開催状況を報告し、ご家族の専門的知識を借りていただくこと、市民生活自立支援センターや相談支援センターの役割などについて説明しました。個別相談会や交流会に参加していただくことができます。個別相談会や交流会に参加していただくことができます。

ニューズレター

第3号の目次

- ・第4回 親族後見人相談会を開催
- ・親族後見人交流会
- ・市民生活自立支援事業
- ・生活自立支援センター
- ・相談支援センター
- ・ご家族の役割
- ・後見人になるための条件
- ・必要な書類
- ・費用
- ・お問い合わせ先

中核機関の取組 ～大阪市成年後見支援センター～

＜事業の経過＞

- 平成17年度 「大阪市後見的支援研究会」において成年後見制度を有効活用する仕組みづくりを検討（～18年度）
- 平成18年度 「後見人等養成事業」として市民後見人の養成事業を開始
- 平成19年度 大阪市成年後見支援センターを開設
- 成年後見制度による支援を必要とする人が的確に制度を利用できる仕組み作りを進めることや、地域福祉の視点から、第三者後見人の担い手を市民に広げていくことを目的とし、また、成年後見制度の利用に関する専門的な支援を行うこととしました。
- 平成20年 1月 市民後見人「第1号」の選任
- 平成30年 4月 中核機関として位置づけ
- 平成30年度からの地域福祉基本計画において、成年後見支援センターを中核機関として位置づけ、成年後見制度の利用促進に取り組むこととしました。

中核機関の取組 ～大阪市成年後見支援センター～

委託先：社会福祉法人大阪市社会福祉協議会



事業内容

- ・成年後見支援センターの運営
(権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関としての機能を果たす)
- ・成年後見制度の周知・啓発及び相談、市民後見人の養成・市民後見人が担う後見活動（※）の支援、相談支援機関の後方支援、相談機関との連携、協議会の運営事務局、親族後見人支援（家庭裁判所と協力し相談会を開催）、日常生活自立支援事業からの円滑な成年後見制度への移行支援

なお、各事業の実施に際しては、後見活動を担っている専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）の協力を得て、専門的に対応しています。

（※）市民後見人が担う後見活動とは

複雑な法律関係や紛争が絡まない事案において、「生活を守る」、「年金等の限られた収入を被後見人のためにどのように使っていくかを考え執行する」などの**身上監護中心の後見活動を、報酬を前提としない社会貢献的な活動として行います。**

中核機関の取組 ～大阪市成年後見支援センター～

<市民後見人の養成・支援>

- ・成年後見制度の普及に伴い、弁護士などの専門職後見人だけでは後見人が不足する事態が予測されるなか、新たな成年後見人・地域福祉の担い手として、**一定の知識等を身に付けた一般市民が後見人として活動する「市民後見人」**の養成を進めています。
- ・受任中の市民後見人に対して**後見活動の支援**を行います。

※**大阪市の市民後見人は、無報酬（※活動実費を除く）で活動しています。**

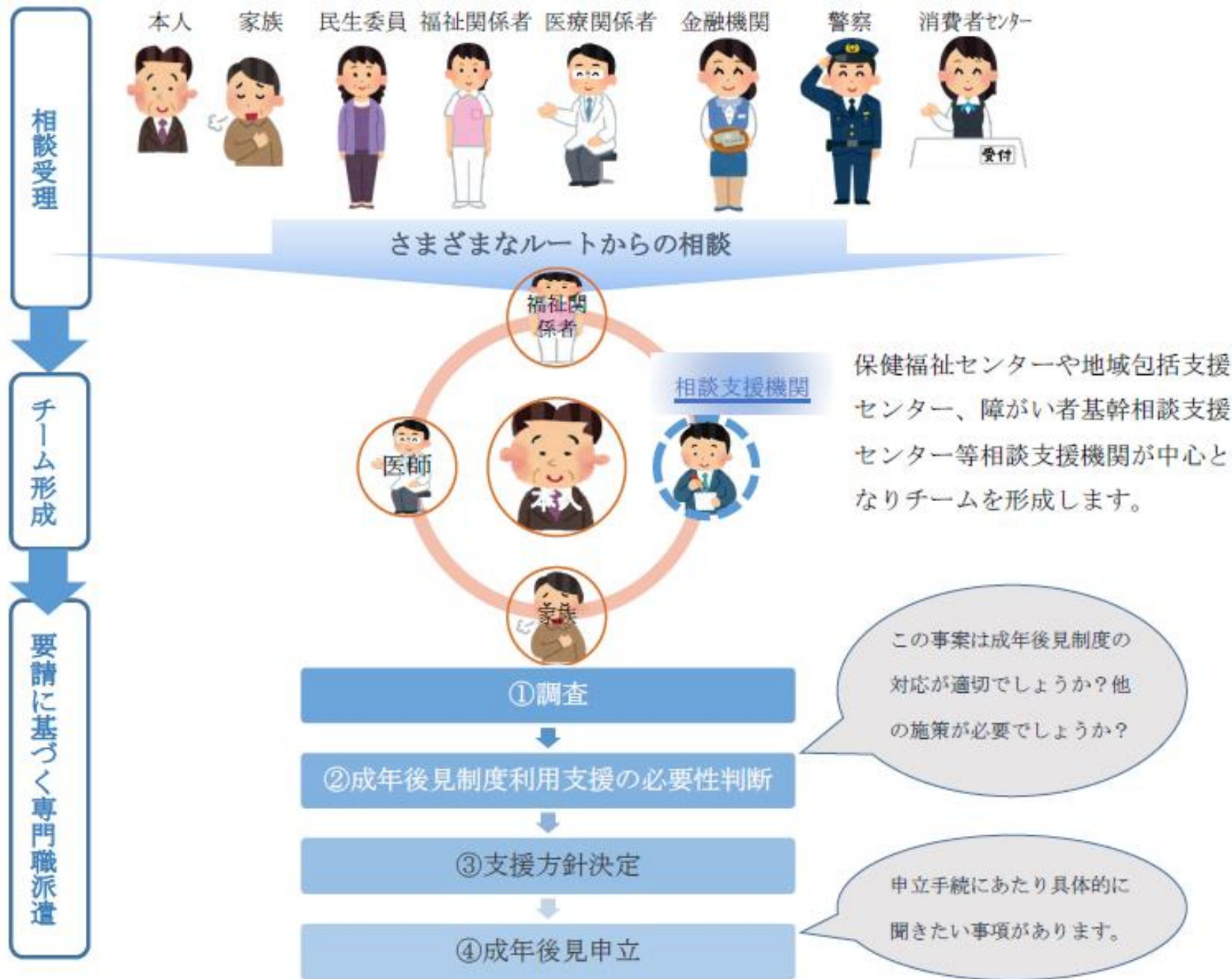
【市民後見人養成状況】

- ・市民後見人養成講座（基礎講習、実務講習、施設実習）
北コースと南コースそれぞれ年1回開催
- ・令和3年度は第15期市民後見人を養成予定

<後見人等への支援>

- ・後見人等の専門相談
- ・親族後見人相談会、交流会
- ・チームへの専門職派遣

チームへの専門職派遣



中核機関の取組 ～大阪市成年後見支援センター～

＜成年後見人等候補者検討会議＞

平成31年4月より「成年後見人等候補者検討会議」を週1回開催し、市長申立等の案件に対し、**本人の課題に応じた最適な後見人等候補者を検討**し、申立と同時に検討結果を家庭裁判所に報告することで、審判までの期間の短縮を図るとともに市民後見人の受任促進に努めています。

【会議出席者】弁護士、司法書士、社会福祉士、成年後見支援センター、
区役所等相談支援機関職員 など

【開催状況】令和2年度検討件数：344件（高齢者296件、障がい者48件）

- ・ **障がい者、高齢者虐待**事案に係る候補者の検討においては、**養護者等(虐待者)との対峙や紛争**の可能性を鑑み、**弁護士**による受任が適当とされます。
- ・ 複雑な法律関係や紛争が絡まず、「生活を守る」、「年金等の限られた収入を被後見人のためにどのように使っていくかを考え執行する」等の**身上監護中心の後見活動が見込まれる場合**は市民後見人による受任が可能とされます。

中核機関の取組 ～大阪市成年後見支援センター～

専門職後見人から市民後見人へのリレー

- ・課題の解決後に市民後見人による後見活動が適当と判断される場合は、一旦専門職が受任し、一定期間後、市民後見人へのリレーの可能性を検討することとなります。
- ・課題の解決後、市民後見人へのリレーの可能性を検討することとされた事案については、一定期間後、各専門職会事務局を通じて受任中の専門職に市民後見人へのリレーの可能性について照会します。
- ・市民後見人へリレーするには課題等が解決している必要があります。
- ・リレーの可能性があると判断された事案を受任する際には、後見人等に対して、日頃の後見活動を通じて、被後見人にとって市民後見人による受任が適当であるか評価する準備をお願いしています。
- ・受任中の専門職がリレー可能と考える事案は、再度、成年後見人等候補者検討会議で市民後見人へのリレーの可否及び市民後見人候補者について検討します。

協議会の取組（成年後見人等候補者検討会議）

市長申立て事務

- ・各区役所が申立書類を作成し福祉局で確認後、家裁へ申立て

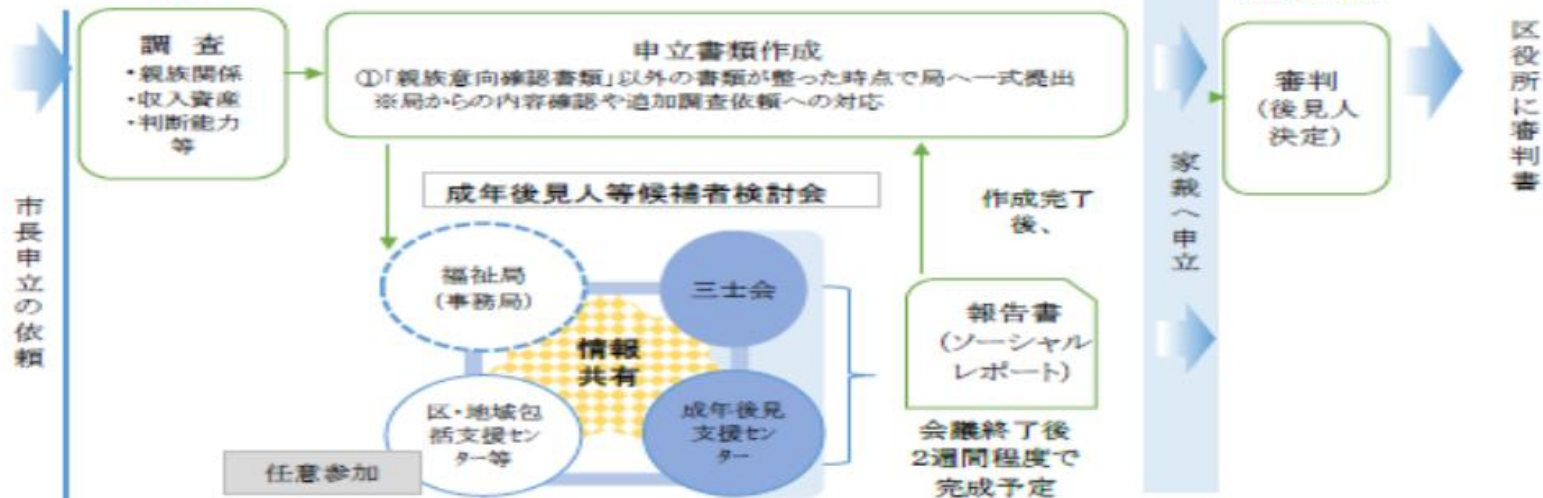
市民後見人受任調整会議

- ・家裁からの市民後見人推薦依頼をもとに受任の可否検討後、候補者の検討

制度利用促進部会のもと **成年後見人等候補者検討会議を設置**

- ・市長申立て前に適切な候補者を検討（これまでの市民後見人推薦依頼事案もこの場で検討）
【三士会・成年後見支援センター・福祉局（市民後見人事案検討時は学識経験者も参加）】

平成31(令和元)年度から
区役所



成年後見制度利用支援事業の実施状況

成年後見にかかる審判請求(成年後見制度利用支援事業)事業開始:平成13年12月

身寄りがない場合など親族等による申立てができない方のために、市長が家庭裁判所に後見等開始のための審判請求を行い、申立権者がいないことによって後見等の保護を受けられない事態を防ぐとともに、審判後の後見人等に対する報酬の費用負担が困難な方への助成を実施しています。

<参考>

市長審判請求件数
(大阪市)

年度	H27	H28	H29	H30	R1
高齢者	200	184	190	193	217
障がい者	45	29	34	42	33
計	245	213	224	235	250

① 審判請求の申立てにかかる費用

- 申立てにかかる費用は申立人である本市が支払い、家庭裁判所の審判に基づき本人に求償します。

② 審判後の後見人等に対する費用（平成15年4月～）

- 後見人等に対する報酬の負担が困難な者（生活保護受給者又は準じるもの）に報酬助成します。

虐待防止のための成年後見制度の活用について

(1) 虐待解消及び虐待防止のために成年後見制度の活用が必要な理由



① 虐待防止法による成年後見制度の利用要請

- ・ 高齢者虐待防止法第9条第1項
市町村又は市町村長は高齢者虐待の防止及び高齢者の保護のため、適切に老人福祉法による入所等の措置を講じる又は **審判の請求をすること**
- ・ 障がい者虐待防止法第9条第3項
市町村長は障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に **審判の請求をすること**
- ・ なぜ、虐待防止法は、分離措置だけでなく、後見申立権限の適切な行使をも要請しているのか

➡ 本人や親族による審判請求に頼ることは、本人や親族に虐待解消のためのカギを委ねること
行政の責任で虐待解消、防止するため市長審判請求

虐待防止のための成年後見制度の活用について

(1) 虐待解消及び虐待防止のために成年後見制度の活用が必要な理由

②虐待対応における成年後見制度の有効性

- ・虐待対応と成年後見制度の活用は密接にかかわる
- ・後見制度では財産管理と身上監護を後見人等が担うので養護者からの法的な分離ができる。
- ・経済的虐待への対応には後見人等による財産管理が最も効果的である。
- ・経済的虐待以外でも、判断能力に影響がある障がいがある人についてはこれから先の契約と金銭管理を担う人は必要である。

➡ 虐待解消及び虐待防止のため、本人の保護の手段として成年後見制度の効果は大きい

虐待防止のための成年後見制度の活用について

(2) 虐待解消及び虐待防止のための制度活用



虐待事案における行政と成年後見人等との連携

- ・ 後見人は本人の支援者の一人
 - ・ 特に財産を守るための速やかな対応が必要
 - ・ 後見人等の選任後は「やむを得ない事由による措置」から契約に移行
 - ・ 養護者と対峙する場面等においては、行政と連携し、毅然とした態度で対応が必要
- ➡ 虐待対応の経験や理解のある後見人等による受任が望ましい
本人の財産等保護のために必要に応じて保全の申立て

成年後見制度の活用における課題

- ・ 精神鑑定が実施される場合の審判期間の長期化
- ・ 保全の必要性にかかる司法と行政の見解の相違
 - ➡ 立場が違うため見解の相違はやむを得ないが、本人の保護のための措置であり、本人の権利侵害を防ぐことを最優先に連携協力が必要
- ・ 成年後見制度利用支援事業の全国統一基準が無い
 - ➡ 財政措置を前提とした全国統一基準を設けることにより、全国どこでも、等しく、制度を利用可能とすることが必要